



浄化槽は生活の中でどのように役立っているのでしょうか。
みなさんに興味と関心をもっていただくために今年も実施します。

① テーマ

「大分県の水環境と浄化槽(じょうがそう)」
「浄化槽の大切さ」や「浄化槽の維持管理」など浄化槽をテーマとした絵はがきを募集します。
※絵もしくは文字が浄化槽(じょうがそう)に関する内容であることが条件

② 応募資格

大分県在住の方(全年齢対象)

③ 応募方法

応募方法:「専用応募はがき」または「郵便はがき」に作品を描き、必要事項を記入し応募してください。描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可能です。
※1通につき1作品とします。

必要事項:「専用応募はがき」を使用しない場合は、郵便はがきの表面に①郵便番号②住所③氏名(ふりがな)④電話番号(携帯電話など昼間連絡がとれるもの)⑤年齢⑥作品の題名(ふりがな)を記入し応募してください。

※団体(学校等)で応募される場合は、団体名と代表者名、代表者の連絡先がわかるように、ご応募ください。なお、それぞれの「はがき」の表面には、作者氏名(ふりがな)と作品の題名(ふりがな)、年齢を記入してください。

④ 募集期間と発表時期

募集期間:2022年1月14日(金)まで(当日消印有効)
発表:2022年2月1日(火)
審査結果は協会HPにてお知らせします。
また、受賞者には賞品の発送をもってお知らせします。

⑤ 選考方法

下記選考員にて選考会を行います。
選考員 大分県環境管理協会・大分県・浄化槽普及促進協議会

⑥ 副賞について

最優秀賞 1点 3万円分の金券
大分県環境管理協会理事長賞
大分県生活環境部長賞
大分県浄化槽普及促進協議会長賞各1点 1万円分の金券
優 秀 賞 10点 5千円分の金券

昨年より
優秀賞の受賞数が増えました!

⑦ 作品展示について

大分県庁ロビーにて入賞作品を展示します。
また、協会HP上にも掲載します。

⑧ 注意事項

- ・応募作品は、本人が作成した未発表のオリジナルに限りします。
- ・応募者の個人情報(選考以外)には使用しません。ただし、入選者は、発表時に氏名と住所(市区町村まで)を当協会HP等により公表します。
- ・応募作品は返却いたしません。
- ・入選作の著作権は(公財)大分県環境管理協会に帰属し、当協会の機関誌、HP、イベントなどに使用します。

【主催】公益財団法人 大分県環境管理協会
【共催】大分県、大分県浄化槽普及促進協議会

大分県環境管理協会とは

当協会は、浄化槽法に定められた第7条及び第11条の検査(法定検査)を実施し、浄化槽の機能維持に努めるとともに、浄化槽に関する調査・研究や講習会の開催等による普及啓発を行う、大分県知事指定検査機関です。

問い合わせ先 (公財)大分県環境管理協会
総務企画課 塩月・森口 (TEL 097-567-1855)

郵便はがき (キリトリ線) ✂

お手数ですが
63円切手を
お貼りください。

8 7 0 1 1 2 3

大分県大分市大字寒田409-40

✂
キリトリ線

公益財団法人 大分県環境管理協会 総務企画課
「大分県浄化槽絵はがきコンテスト」係

住所	〒 -		
電話番号 (市外局番から)			
(フリガナ) 氏 名	姓	名	姓
作品名			

見本



浄化槽って何？

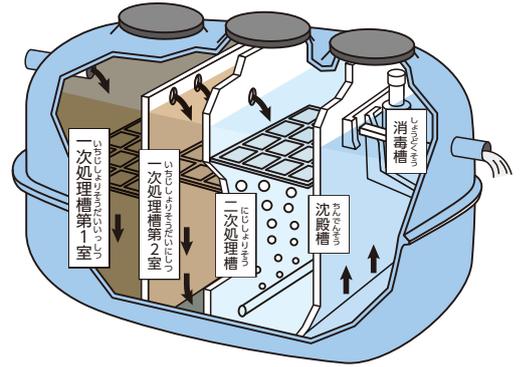


かんきょう ざいせい やさ さいがい つよ じょうかそう
「環境にも財政にも優しく、災害にも強い、浄化槽」

じょうかそう げすいしよりじょう せいび ちいき わたし
 浄化槽は、下水処理場が整備されていない地域において、私たちが
 だいどころ せんたく つか みず せいかつはいすい じょうか
 がトイレや台所、洗濯などで使った水(生活排水)をきれいに浄化
 して、川や水路などに流す汚水処理設備です。浄化槽は、家庭用
 くるま だい おお こうじきかん みじか ようい せっち
 で車1台ほどの大きさで、工事期間が短く、容易に設置するこ
 とができるため、人口の増減などの変化に柔軟に対応できます。ま
 た、じしん さいがい つよ ひなんじょ かつようとう ぼうさい かんてん
 地震などの災害に強い(避難所での活用等)防災の観点
 からも期待されています。



浄化槽のしくみ



じょうかそう びせいぶつ ちから おすい
 浄化槽は微生物の力で汚水をキ
 レイにするため、油の流しすぎや
 せんざい しようりょう つか かた き
 洗剤の使用量など、使い方に気を
 ひつよう
 つける必要があります。

見本

浄化槽は正しく維持管理することが大切です！

正しく使用する

多量の油や洗剤の使いすぎに注意し、紙おむつなど浄化槽の正常な運転の妨げとなるものは流さないようにしましょう。



保守点検・清掃

浄化槽の機能の維持・回復のために、点検調整や消毒薬の補充、また汚泥等の引き抜きを行います。



法定検査

浄化槽が適正に設置、使用されているか、点検・清掃が適正に実施されているか、放流水が基準をみたしているかを調べ管轄の行政機関に報告します。



※これらは浄化槽法により義務付けられています。

しっかり維持管理を行い
 大分の水環境を守りましょう！